

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ④

『判決要旨』の争点、検討内容、結論を冷静に見てみよう!

いかに誤った推論・憶測で「罪となる事実」が

認定されているのかが見えてきます!

『判決要旨』では、「罪となるべき事実」を認定するための争点として、①（加藤さんが）複写した元となる文書と古田助役が管理していた文書が同一であるか否か。②JR東海労HPに掲載された文書は古田助役が管理していた文書を複製物として作成されたのか否か。③加藤さんが主任レポートにどの程度関心を持っていたのか。④加藤さんが複写したのは組合関係資料であるという主張に疑いがあるか否かなど、概ね四点について検討するとしています。

そして、一つひとつの検討項目について、関係証拠や証言などを基に検討した結果、すべての検討項目において、加藤さんを有罪に導く結論を展開しています。

しかし、これまでも『ニュース』で明らかにしてきた様に、結果は、極めて誤った推認で導かれています。指紋が証拠として出されていない事実、古田助役証言の「当日書庫の鍵のかけ忘れは記憶にない」（書庫には鍵かかけられていた事実）や「鍵の存在は社員は知らない」という事実には全く触れていません。さらに、検察が論告で「書庫から本件文書を持ち出した行為ではなく、複写した文書（紙31枚）の持ち出し行為」を問題としていることには一切触れず、裁判所は「書庫から内部文書を持ち出しコピーした」ことに重点を置いて検討しているのです。これらのことは、検察の論告よりも踏み込んで推論を展開していることとなります。都合の悪いこと、描いたストーリーに合理的な説明がつかなくなることには一切触れないという、全く有罪ありきの判決です。今後も、裁判所の検討内容が、いかにかたよったものであるかを明らかにしていきます。

懲役6ヶ月の不当判決を許さない!

加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう!